

鳥取県カラスガイ保護管理事業計画

I. 事業の目標

カラスガイは、イシガイ目イシガイ科の淡水産貝類である。幼生期には在来淡水魚に寄生生活し、成長すると殻長20cm前後になる。殻は翼長卵形で平たく、殻頂の両側背縁に翼状突起があり、幼貝では著しく発達するが、成貝になると目立たなくなる。鉸歯は後側歯のみを有する。湖沼や大きな川の下流域の泥底に生息し、多少の海水が混在する水域でも生息する。全国的には、北海道南部、本州、九州北部に分布し、県内では県東部でのみ生息が確認されており、極めて希少である。

生息地では、水質の悪化、オオクチバスやブルーギル等外来魚の移入等による生息の圧迫が指摘されており、平成14年には、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、本種の生息状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、生息水域における生息環境の改善や保護啓発の強化等を図るとともに、必要に応じ適切な方法による飼育条件下での繁殖を行い、分布の拡大及び個体数の増加を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続していくことを目標とする。

II. 事業の区域

県内における本種の分布域

Ⅲ. 事業の内容

1 個体群及び生息環境の保全・管理

(1) モニタリング

本種の生息地は、個体群の衰退や環境の改変が進んでいることから、生息状況や環境改変状況に係るモニタリングを行いながら、即応的な対策を講じる。

(2) 生息地における捕獲の防止

本種は、その希少性から、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、捕獲が禁止されている。

この規制について積極的に周知すること等により、捕獲の防止を徹底する。

(3) 生息地の管理

オオクチバスやブルーギルによる在来淡水魚の食害や夏期のアオコの発生による水質の悪化により、生息環境が圧迫されていると考えられることから、外来魚対策や塩分導入による水質の改善による継続的な環境保全を実施する。

(4) 生息地の拡大

本種の増殖は、生育地における野生個体群の維持、拡大によることを基本とする。

また、生育地の維持が困難となり、緊急避難的措置が不可避であると考えられる場合は、予め動植物の専門家と協議し、科学的知見を踏まえながら、遺伝子かく乱による野外個体群の存続を脅かすことのないよう、自生地周辺の生育適地となる草地などに適切に移植することを検討する。

(5) 持続的な保全・管理

現在の生息地を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や環境での役割、生息地の役割や価値を周知して、地元住民等との協働に

よる持続的な保全・管理の方策を検討する。

(6) 生息地保全策の検討

長期安定的な生息地の確保が極めて重要であるため、「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」による自然生態系保全地域の指定等を検討する。

(7) 保全管理体制の整備

本種は、その希少性から、これまで生息地の公開は行われていない。今後は、このような希少種についても、多くの県民への周知により、県民との協働で保全管理していく体制づくりが必要であり、そのような方向の中で保護管理体制の整備が図られていくことが望ましい。

しかし、現段階では場所を公開せずに、地元住民等からなる団体による保護管理の推進を図ることとする。

また、希少野生動物種の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う地域住民、民間団体、地元自治体等の幅広い主体及びその相互間の協力を確保するよう努める。

2 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動物種の保護に関する条例関係

本種の個体数は著しく少なく、その分布が限られており、生息環境の急激な変化により、絶滅の危機に瀕していることから、「鳥取県希少野生動物種の保護に関する条例」により特定希少野生動物種に指定され、既に捕獲等が禁止されている。

また、自然生態系保全地域の指定については、生息地を告示する必要があるため、その場所が特定されやすくなるため、地域における保護管理体制の状況等を踏まえて行うこととする。

(2) 関係法令等

生息水域は、河川区域であり、「河川法」により工作物の設置等が規制されている。

また、全域にわたって、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」や「鳥取県内水面漁業調整規則」によりオオクチバスとブルーギルの移植が禁止されており、「鳥取県内水面漁業調整規則」によりオオクチバス、ブルーギルのリリースが禁止されていることから、これらの関係法令と調整を図りながら保全方策を検討する。

3 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

(1) 社会的支援体制の強化

県民と協働して保護を図る必要性等の普及啓発の実施を通して、希少野生動植物保護に係るネットワークの形成を図り、県民の中から希少野生動植物の保護管理を担う人材を育成・確保するなど、保護管理基盤の強化を図る。

(2) 普及啓発の推進

本種の保護管理に関する施策の推進に際しては、県民の合意形成が必要であることから、生物多様性保全の観点から希少動植物種保護の必要性等について効果的な普及啓発を推進する。

また、将来的には保護活動への地域住民の直接的な参加を求めるなど、参加・体験学習型の普及啓発を推進する。

4 事業推進への連携体制

本種の保護管理事業の実施に当たっては、有識者、地元自治体、地域住民等と連携し、地域における取組団体や地域の核となる人材の育成を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。